

各課・職場 仕事を進める上で大切にしたい姿勢

こども家庭支援課 こ家
子どもの健やかな成長を支援します

高齢・障害支援課 高障
優しく受けとめ、チームで支援！

生活支援課 生支
一人ひとりに寄り添います

子ども・家庭を取り巻く状況を踏まえた適切な支援に努め、お客様に寄り添いながら、丁寧に対応します。

区民の皆様からの様々なご相談を丁寧に受けとめ、協力・連携して寄り添った支援に努めます。

一人ひとりの声に耳を傾けられるよう日頃から職員がお互いを気にかけてくれる関係を築き、来庁者に寄り添った支援をします。

生活衛生課 生衛
衛生的で安全な生活を守ります

福祉保健課 福保
地域に増やそう、自分らしい暮らし

職員全員の連携体制で、お客様へのわかりやすい情報提供と丁寧な相談対応、緊急時の迅速な対応に取り組めます。

地域の中で支え合いながら、一人ひとりが健やかに自分らしく生活できるよう、区役所内外の関係者と連携して取組を進めます。



税務課 税務
適正・公正で丁寧な税務行政の推進

地域振興課 地振
笑顔あふれるつながりづくり

区政推進課 区政
つなぐ 進める 発信する！

丁寧な説明を心掛け、適正・公正な賦課徴収事務を行い、区民から信頼される税務行政を目指します。

地域の方々が生き生きと安心して活動できるよう、いつも笑顔で、「共感」と「信頼」をいただけるよう支援していきます。

親身な対応や傾聴の姿勢を基に、他部署や関係者との架け橋として、区の課題解決やGREEN×EXPOの機運醸成などに取り組めます。

総務課 総務
区役所全体のチーム力を高めます

課の枠を超えた情報共有や連携強化、ワーク・ライフ・バランスの推進など、職員が力を合わせ、いきいきと活躍できる職場づくりを進めます。



戸籍課 戸籍
誰もが利用しやすい窓口になります

保険年金課 保険
信頼に応えるやさしく明るい窓口

区会計室 会計
信頼に応える適正な会計事務

正確・丁寧・公平・迅速に対応することによって、誰もが安心・信頼して利用できる窓口を作ります。

健康保険や年金などの手続きに来られる皆様に、安心と満足を感じてもらえる、暖かい窓口を目指します。

区民の信頼に応える正確な会計事務を行うとともに、各課をサポートし支払遅延防止や事務の質の向上を図ります。

市立保育所(瀬谷第二・中屋敷・ニツ橋) 保育
今と未来を生きる子どもを育みます

土木事務所 土木
全力！土木事務所

安心できる環境の中で、子ども達が自分自身でやりたいことを見つけ、未来を切り拓いていけるよう、一人ひとりを大切に保育していきます。また、地域に根差した保育園作りに3園で連携して取り組めます。

区民の皆様への安全・安心のために、関係者と連携し道路、公園、河川や下水道の維持管理、災害対応等に全力で取り組めます。

GREEN×EXPO 2027
2027国際園芸博覧会



2027年3月19日(金)～9月26日(日)
旧上瀬谷通信施設(瀬谷区・旭区)

I 基本目標

幸せが実感できる瀬谷づくり

～思い出も 未来も共に この瀬谷で～

地域からの信頼に応え、地域とともに歩む区役所として、基本目標の達成に向けて、2つの基本姿勢のもと取り組みます。

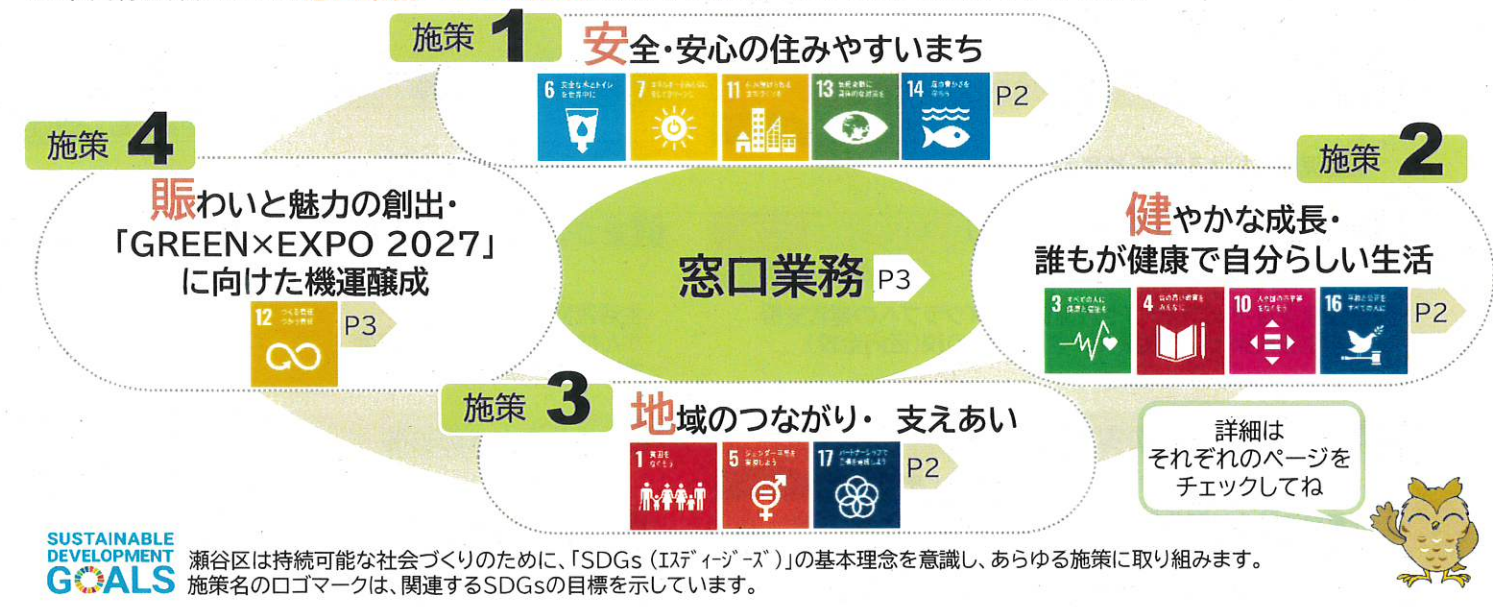
基本姿勢

1 基本的業務の「正確・丁寧・公平・迅速」な遂行

2 区民に寄り添った課題の解決

II 目標達成に向けた施策

基本目標実現のため、**窓口業務**と4つの**施策**を基に、区役所一丸となって進めていきます。



III 目標達成に向けた組織運営

区民満足度向上 のために

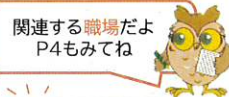
- 「親しみやすく信頼される区役所」の実現のため、職員一丸となって取り組むとともに、「書かない窓口」など、各種手続きのデジタル化に対応します。
- 積極的な挨拶・声かけや親身な対応、分かりやすい説明を大切にします。
- 区民の視点に立った質の高いサービスの提供のためにすべての職場において、誰もが利用しやすい窓口づくりを行います。

職員満足度向上 のために

- 課の枠を超えた情報共有や連携強化に取り組み、チーム力を高めます。
- ワーク・ライフ・バランス実践のために職場のマネジメントを推進するとともに、職員が互いの個性や働き方を尊重し合える職場を目指します。
- チーム瀬谷として健康区役所を目指し、全員がいきいきと活躍できる職場づくりを進めます。
- 職場内での心理的安全性を確保し、職員一人ひとりが相手を思いやり、自由に発言できる環境を目指します。

施策 1 安全・安心の住みやすいまち

幅広い世代を対象とした防災意識啓発による地域防災力の向上や災害時医療体制の強化を図ります。また、防犯・交通安全意識の啓発・向上や環境に配慮したまちづくりを進めます。



災害対策

総務 福保 生衛

中期計画 テーマ05

- ・親子向け体験型防災プログラムの実施
- ・医療機関との訓練の実施、災害時医療の啓発
- ・災害時のペット対策についての啓発

区民生活・防災マップ



まちの安全・安心に関する取組

地振 土木

中期計画 テーマ02 テーマ03

- ・特殊詐欺対策の推進
- ・交通安全対策の推進 ・放置自転車対策の推進
- ・道路・公園・下水道・河川の維持管理・改善

食の安全と動物愛護の推進

生衛

中期計画 テーマ02

- ・食中毒・感染症予防対策の啓発
- ・ペットの適正飼育、飼い主のいない猫対策の啓発

環境に配慮したまちづくり

区政

中期計画 テーマ05

- ・生ごみたい肥化による区内緑化
- ・小学生向けワークショップの開催

取り組みに関連する
中期計画のテーマだよ



施策 2 健やかな成長・誰もが健康で自分らしい生活

すべての子どもが健やかに生まれ育つよう、妊娠期からの子育て支援を行います。また、高齢者や障害のある方など、一人ひとりに寄り添った取組を進めます。

妊娠期からの子育て支援

こ家

中期計画 テーマ01

- ・両親教室や赤ちゃん教室の実施
- ・1歳児子育て応援リーフレットの作成
- ・子育て応援マップ「ぐるっとなび」の更新、配布等
- ・子育て応援イベントの開催
- ・子育て支援ネットワークの強化

子育て応援マップ
「ぐるっとなび」



青少年育成支援

地振

中期計画 テーマ02

- ・「せやっこわくわくワーク」農業・工業・商業コースおよび国際交流体験の実施
- ・中・高校生のボランティア活動への参加促進

保育・教育の充実

こ家 保育

中期計画 テーマ01

- ・乳幼児期における保育・教育の質の向上

自殺対策啓発の実施

高障

中期計画 テーマ02

- ・ゲートキーパーの養成研修

放課後の学びの場と居場所づくり

こ家

中期計画 テーマ01

- ・放課後児童キッズクラブや放課後キッズクラブへの運営支援
- ・小学生を対象とした放課後の学習支援10校(区内全校)

健康づくりに関する取組

福保

中期計画 テーマ02

- ・生活習慣病予防
- ・がん検診・特定健診受診啓発
- ・食育、ウォーキングの推進

児童虐待防止対策の実施

こ家

中期計画 テーマ01

- ・児童虐待防止に関する研修会の実施やネットワークづくり
- ・障害児支援パンフレットの作成

障害のある方への支援

高障

中期計画 テーマ02

- ・福祉事業所等の製品販売の促進
- ・障害への理解を深めるための啓発活動

施策 3 地域のつながり・支えあい

地域や福祉保健活動団体等と連携し、地域の健康・福祉の充実を図ります。また、地域力の向上を図るため、区民活動を様々な視点から支援します。

地域福祉の推進

福保

中期計画 テーマ02

- ・計画推進(策定)懇談会の開催
- ・地域福祉保健計画推進シンポジウムの開催
- ・地区別計画推進の支援

「暮らしやすいまちづくりの計画～
第4期瀬谷区地域福祉保健計画」



高齢者への支援

高障

中期計画 テーマ02

- ・在宅医療・介護に関するネットワークの促進
- ・認知症キャラバン・メイトの活動支援
- ・高齢者見守りキーホルダーの配布
- ・介護こころ相談室の実施

生活困窮者自立支援

生支

中期計画 テーマ02

- ・ひきこもり支援に向けた講演会の実施
- ・ひきこもり支援に関する啓発グッズの作成

区民活動支援

地振

中期計画 テーマ02

- ・区民活動支援講座の実施、公益的な活動への補助、多文化理解促進
- ・読書活動の推進、スポーツチームと連携したスポーツ振興

施策 4 賑わいと魅力の創出・「GREEN×EXPO 2027」に向けた機運醸成

自然豊かな瀬谷の魅力を生かすとともに、効果的な情報発信による区の知名度向上を図ります。また、商工業振興等を通じて、地域経済の活性化を図ります。

GREEN×EXPO 2027の機運醸成

区政

中期計画 テーマ02 テーマ04

- ・小学生が花に触れる機会の創出
- ・たねダンゴワークショップ
- ・カウントダウンイベントの実施
- ・横浜国際園芸博覧会瀬谷区推進協議会と連携した取組



2027年国際園芸博覧会イメージ

瀬谷プロモーション

区政

中期計画 テーマ04

- ・瀬谷区への来街・転入促進
- ・瀬谷オープンガーデンの開催 ・区の花「アジサイ」のPR

商工業元気アップ

地振

中期計画 テーマ03

- ・「瀬谷の逸品」のPR
- ・商店街への来街促進を図るイベントの実施
- ・区内中小製造業者を紹介するパネル展の実施

瀬谷の魅力・愛着実感

区政

中期計画 テーマ02 テーマ04

- ・瀬谷の「農」PR
- ・イルミネーションの実施

「瀬谷地産地消マップ」



瀬谷フェスティバルの開催

地振

中期計画 テーマ04

※その他の事業は瀬谷区ホームページをご覧ください。 [瀬谷区 予算](#)



区民一人ひとりに寄り添った課題解決のため、みなさまの目線に立ち質の高いサービスを提供します！

相談・支援

分かりやすい説明を大切にして、幅広い世代や一人ひとりの課題に寄り添った相談・支援を行います。

健康相談、高齢・障害者支援、子ども・生活困窮者自立支援相談など

賦課・徴収

様々な行政サービスや、各種公的保険の提供のため、市税や保険料の適正・公平な賦課・徴収を行います。各種市税や保険料の賦課・徴収

正確で丁寧な事務執行・風通しのよい職場づくり

区民から信頼される正確で丁寧な仕事を心掛けるとともに、職員の満足度向上を目指します。データを活用した政策形成、統計調査、選挙の実施、経理会計、庶務・労務、健康区役所PJの推進

地域との連携

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせるように、区民や関係機関の皆様と連携して課題解決に向けて取り組みます。各地区支援チームによる活動など

各種施設の維持管理

日頃から安全・安心に施設を使えるように、維持・管理、改善に取り組みます。庁舎や区民利用施設の管理、道路・下水道・河川・公園の維持管理

誰もが利用しやすい
窓口づくりを行います。
デジタル化によるサービス向上も進めます。

総合案内、戸籍、登録、保険年金、
証明発行、税証明など
全ての職場

区民満足度の向上へ



中期計画 横浜市中期計画2022-2025 基本戦略の実現に向けた瀬谷区の取組

明日をひらく都市 ~ OPEN × PIONEER ~

「横浜市中期計画2022～2025」は、2040年頃の横浜のありたい姿として、「共にめざす都市像」を描き、その実現に向けた「基本戦略」として、めざす中期的な方向性・姿勢を明確にしています。瀬谷区においても、「基本戦略(子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ)」の実現に向けて取り組んでいきます。

基本戦略 子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ

- テーマ01 子育て世代への直接支援
誰もが安心して出産や育児ができるまち
- テーマ02 コミュニティ・生活環境づくり
未来を育むつながり・自然・文化・学びにあふれるまち
- テーマ03 生産年齢人口流入による経済活性化
住居・交通・仕事において便利で選ばれるまち
- テーマ04 まちの魅力・ブランド力向上
いつまでも愛着をもって過ごせる魅力的なまち
- テーマ05 都市の持続可能性
将来の世代にわたり安心・安全に暮らせるまち

「GREEN×EXPO 2027」地域説明会の開催について【情報提供】

書類番号

2

「GREEN×EXPO 2027」に係る意見書を令和6年3月29日に横浜市町内会連合会から市長へいただきました。これをふまえ、次のとおり「GREEN×EXPO 2027」の意義や概要をお伝えし、さらなる幅広い理解促進、機運醸成につなげるため、自治会町内会や公園愛護会等、地域活動にご尽力いただいている皆様を対象とした説明会を各区で開催します。

1 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 ご承知おきください。

※ 開催日程等については当局が各区と調整します。

※ 区ごとの地域説明会の詳細が確定しましたら、市から地区連長および単位会長に対してご案内いたします。

2 開催概要

(1) 対象

単位自治会・町内会、公園愛護会、水辺愛護会、ハマロードサポーター、環境事業推進委員、横浜の森づくり活動団体 等

(2) 会場

公会堂、区民文化センターなど（約300～400名程度のキャパシティ）

(3) 説明者

横浜市長 山中 竹春

(4) 時期

5月下旬～8月末までに順次開催を予定

(5) 時間

1時間程度

3 進行イメージ（詳細は調整中）

	内 容	時 間
冒頭	司会から進行事項の説明	5分
	山中市長による説明	40分
	意見交換	15分
むすび	市長挨拶 等	5分

<参考：「GREEN×EXPO 2027」の概要>

■名 称：2027年国際園芸博覧会

■会 場：旧上瀬谷通信施設（横浜市瀬谷区・旭区）

■開催期間：2027年3月19日（金）～2027年9月26日（日）

■ク ラ ス：A1（最上位クラス・BIE認定・AIPHの承認）

■参加者数：1,500万人（ICT活用や地域連携などの多様な参加形態を含む）

（有料来場者数：1,000万人以上）

よこはま防災 e-パークのリニューアルについて【周知依頼】

1 事業の趣旨

いつでも、どこでも、オンラインで身近に防災を学べる「よこはま防災 e-パーク」を令和5年4月に開設し、運用しています。

この度、更なる利便性の向上のため、利用者の方の声を踏まえ、システムの機能改善や動画制作など、ウェブサイトのリニューアルを行い、令和6年4月16日（火）から市民の皆様の利用を開始しています。

つきましては、別添チラシを活用し、自治会町内会の皆様へお知らせいただくようお願いいたします。

よこはま防災 e-パークとは？

70 本以上の動画やミニテストなど、充実したデジタル教材を揃え、火災、救急、地震、風水害など、いざという時に備える幅広い防災の知識を学ぶことができるウェブサイトです。



よこはま防災 e-パーク
二次元コード



よこはま防災 e-パークトップ画面
(スマートフォン)

2 リニューアルの主な内容

(1) 機能・デザイン

ア 年代や学びたい内容など、簡単な質問に答えることで、利用者が学びたい学習コースを見つけることが可能になりました。

イ 写真やイラストを使用し、分かりやすく、より見やすいデザインに変更しました。

ウ 未就学児、小学生の学習コースでは、消防車等の写真が入ったデザインや月ごとに違うデザインの修了証の発行が可能になりました。

(2) 動画・コンテンツ

要点をまとめた短編動画を新たに掲載し、時間がない方でも気軽に学ぶことができる学習コースを作成しました。

裏面あり

(3) 新たな学習コース

ア 3分シリーズ（一般の方向け）

1本3分の動画により、防災の基本的な知識を簡単に学べるコースを構築

イ 子育て世代コース

子どもの命を守る視点で親子で楽しみながら防災対策やケガの予防対策などの予防救急について学べるコースを構築

ウ 住宅防災診断

御家庭における防火・防災の取組状況を診断し、点数化するほか、診断結果を確認できるコンテンツを構築

※ リニューアル内容の詳細につきましては、別添チラシをご参照ください。

3 その他

よこはま防災 e-パークをさらに利用しやすいウェブサイトにするため、利用者の皆様にアンケートをお願いしています。ウェブサイト上からアンケートに回答いただけますので、御協力をお願いいたします。

【 瀬谷消防署総務・予防課 】

担当：田代、福島

電話：045-362-0119

メール：sy-seyayobou@city.yokohama.lg.jp



いつでも・どこでも
身近に防災を学ぼう

e-よこはま防災 パーク



1

70本以上の動画やミニテストなど、デジタル教材が充実!



2

火災、救急、地震、風水害など、幅広い分野をオンラインで学習!



3

「ポケモンぼうさいきょうしつ」クイズで親子で楽しく学習! 全問正解してポケモンの修了証をゲット!!



横浜市消防局
YOKOHAMA FIRE BUREAU

よこはま防災 e-パーク 🔍

だれでも、かんたんにアクセスできます。

3分シリーズ



3分シリーズ

1本3分の動画により、防災の基本的な知識をスキマ時間で簡単に学習。何を学んでいいかわからない方はこのコースから！



子育て世代コース



子育て世代

こどもの好奇心が引き起こす思いがけない火災や事故の事例、乳幼児への応急手当など、こどもを守るために必要な知識を学習。

こどもコース



こども

未就学児、小学生、中学生など成長段階に応じて、楽しみながら防災を学習。消防車やヘリコプター等の写真の入った修了証をゲットしよう！

WEB研修コース



WEB研修

防災を深く学びたい方、地域で防災活動を担う方にオススメ！動画の視聴履歴など、受講状況の確認ができるほか、修了証のダウンロードが可能。

住宅防災診断コース



住宅防災診断

お家には危険がないかな？大地震への備えの状況や火災の危険性を診断。診断後は、結果に応じたアドバイスにより、防災対策を見直そう！

事業所コース



事業所

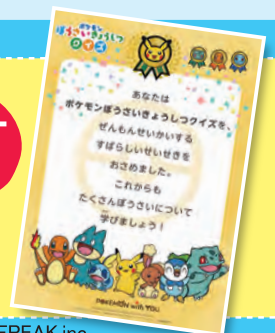
防火管理者や従業員の方にオススメ！防火管理の知識や消防用設備等の取扱い方法などを学習。消防訓練の実施方法等もこちらから確認！



「ポケモンぼうさいきょうしつ」クイズに\挑戦/
ポケモンの修了証をGET!

一般財団法人ポケモン・ウィズ・ユー財団の制作した「ポケモンぼうさいきょうしつ」クイズと連携。全問正解して、ポケモンの修了証を「GET」しよう！

GET
しよう!



区連会 5 月 説 明 資 料
令 和 6 年 5 月 16 日
総 務 局 地 域 防 災 課
(市連会 5 月 説 明 資 料)

地域防災活動の支援に向けた研修のご案内【周知依頼】

1 事業の趣旨

地域における防災活動の支援として、自治会・町内会員等向けに2つの研修をご案内します。

①横浜市の防災対策や地域防災活動の事例を WEB 研修で学ぶ「よこはま防災研修<基礎編>」

②地震火災や風水害の備え等、地域特性に応じた防災活動について、アドバイザーを派遣して支援する「よこはま防災研修<支援編>」

①「よこはま防災研修<基礎編>」については今年度から全編 WEB での受講となりましたので、いつでもどこでも気軽に受講することができます。地域防災力の強化につながりますので、②「よこはま防災研修<支援編>」と合わせ、受講の周知をお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。
定例会等で周知をお願いします。

3 研修の概要

(1) 内容

①「よこはま防災研修<基礎編>」

今年度からは横浜市消防局が運用している「よこはま防災 e-パーク」のWEB研修を受講する形式としています。災害に対する日頃の備えなどの自助、地域防災拠点の運営取組例を通じた共助の紹介、いざという時の避難方法の確認など、防災の基礎を学び、地域の防災の担い手の育成や地域の防災・減災活動を推進する内容となっています。

②「よこはま防災研修<支援編>」

地域にアドバイザーを派遣し、防災まち歩きや安全マップ作成等を実施することにより、地域の防災力向上に向けた取組を支援します。

地域の方と話し合いながら、地形、戸建てやマンション等の住居種別など、地域の実情に沿った研修を実施します。

(2) 期間

①「よこはま防災研修<基礎編>」

WEB研修のため24時間いつでも受講できます。

②「よこはま防災研修<支援編>」

令和6年6月から令和7年3月（具体的な受講日は各自治会・町内会等と調整）

4 ご参加いただける方

①「よこはま防災研修<基礎編>」

自治会・町内会員、マンション管理組合員等を含む、どなたでもご参加いただけます。

②「よこはま防災研修<支援編>」

自治会・町内会員、マンション管理組合員

5 お申込みについて

【申込方法】以下の、URL や QR コードから申し込みいただけます。

①よこはま防災研修<基礎編>

URL : <https://bousaie-park.city.yokohama.lg.jp/>

QR コード :



②よこはま防災研修<支援編>

URL : <https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/portal/home>

QR コード :



【申込期限】①「よこはま防災研修<基礎編>」

通年

②「よこはま防災研修<支援編>」

令和6年6月から10月末まで

総務局地域防災課
担当 佐久間、佐渡
電話 045-671-3456 /FAX 045-641-1677
メール so-chiikibousai@city.yokohama.jp

令和6年 よこはま防災研修<基礎編>のご案内

「よこはま防災研修」では、町の防災組織（自治会・町内会等）において、防災・減災活動の担い手を育成し、地域の防災・減災活動を推進してもらうことを目的としています。

今年度から集合型研修を廃止し、横浜市消防局が運用している「よこはま防災e-パーク」内で学ぶWEB研修となっています。

※昨年度の防災・減災推進研修<基礎編>から名称が変更となりました。

1 対象者

どなたでも受講することができます。

2 研修内容

次の4つのコンテンツから構成されています。

- ・日頃の備え（自助・共助・公助、自宅の備え、マンションの防災対策）
- ・風水害の備え（マイ・タイムラインの作成支援等）
- ・町の防災訓練（町の防災組織の取り組み）
- ・災害時の避難（新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害時の避難、在宅避難）

3 研修期間

「よこはま防災e-パーク」内で24時間受講可能です。

※11月以降にステップアップ編（旧応用編）及び事例発表会を開催する予定のため、早めの受講をおすすめします。

4 研修受講方法

「よこはま防災e-パーク」の【WEB研修】に入っただき、自由閲覧内にある【よこはま防災研修】において各コンテンツを受講できます。受講後、修了証の発行を希望される場合は、新規登録をして受講いただくことで発行可能となります。

下記のURL、検索またはQRコードから指定のサイトにアクセスしていただけます。

<https://bousaie-park.city.yokohama.lg.jp/>



5 お問い合わせ

その他、ご不明な点は担当までお問い合わせください。

総務局地域防災課 佐久間・佐渡
電話：045-671-3456

令和6年 よこはま防災研修<支援編>のご案内

地震火災や風水害の備えなど地域特性に応じた防災活動について、アドバイザーを派遣して支援する研修です。

1 実施方法

- (1) 対象・・・自治会・町内会、マンション管理組合等
- (2) 日数・・・1地域につき、1日1時間半～2時間程度（ワークを希望する場合は3時間程度）
- (3) 受付・・・令和6年6月から10月末まで
- (4) 日時・・・日程については地域の御担当者様と調整させていただきます。
- (5) 場所・・・原則、アドバイザーが地域に伺いますので、研修場所の確保をお願いします。

2 研修内容について

下記②～⑤の中から最大3つまで選択し、①と希望されたプログラム及び所要時間を基に内容を決定します。支援編お申込み後に、具体的な研修内容をアドバイザーと調整させていただきます。

研修プログラム（全団体共通）	所要時間
① 地域における被害想定 / 基本的な災害への備え（自助・共助の取組）	30分
研修プログラム（自由選択）※最大3つまで	所要時間
② 風水害への備え（マイ・タイムラインの作成支援等）	30分～60分
③ 地震火災への備え（地震火災の危険性、感震ブレーカー設置助成等）	30分～60分
④ マンション防災	60分
⑤ グループワーク（災害時のケーススタディー、地域の危険性の把握等）	60分

3 申し込み要件

- 複数(5人以上)の研修参加者を確保することができること
- 研修実施場所を確保することができること

4 お申し込み方法・お問い合わせ

横浜市電子申請システムで必要事項を入力の上、研修希望日の2か月前までお申し込みください。

もしくは



5 研修受講の決定

研修受講の決定は、アドバイザーから直接申請者宛に御連絡いたします。その際に研修内容等の調整をさせていただきます。なお、申込状況や気象警報の発令等により、研修日を再調整させていただくことがあります。

希望する地域が多数の場合、調整により今年度の派遣ができない場合もありますので予め御了承ください。

6 問い合わせ

その他、ご不明な点は担当までお問い合わせください。

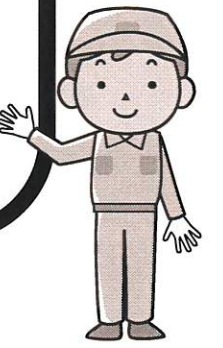
総務局地域防災課 佐久間・佐渡
電話：045-671-3456

横浜市からのお知らせ

令和6年度
年間
500件

家具転倒防止器具の 取付けを代行します！

申込期間 令和6年6月1日～令和7年1月31日
*必着



～横浜市家具転倒防止対策助成事業(令和6年度)～

横浜市では、家具転倒防止対策の取組を支援するため
転倒防止器具の取付けを無料代行します。
(器具代は申請者のご負担となります。)

対象

同居者全員が、下記の①～⑥のいずれかであること

- ① 65歳以上
 - ② 身体障害者手帳の交付を受けている
 - ③ 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている
 - ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
 - ⑤ 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
 - ⑥ 中学生以下
- ※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯については②～⑤に該当しない限り、制度対象となりません。

注意事項等

- 事前調査及び取り付け作業は一般社団法人横浜市建築士事務所協会が実施します。
- 取付員は作業に必要な器材を持参するため、車で訪問します。
- 調査・作業時は、申請者の立会いをお願いします。
- 初回訪問時に対象世帯であることを書類で確認するため、生年月日が分かる書類・障害者手帳・介護保険証等をご用意ください。(写しの提出は不要です)
- 無料で取付代行できる家具は原則2つまでとします。(3つ目以降は御相談ください。)
- 器具はご自身で用意していただく他、一般社団法人横浜市建築士事務所協会にて用意することもできます。
- ※ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取り付けできないことがありますので、事前に確認ください。
- 過去にこの事業を利用して取り付けされた方は、再度お申し込みできません。

相談窓口 (横浜市が下記の事業者に運営を委託しています)

一般社団法人横浜市建築士事務所協会 ●受付時間:平日10時～16時

電話

045-662-2711

FAX

045-662-8981

必ず折り線に沿って
折り込みをして下さい。

↓折り線①

2 3 1-8 7 9 0
0 0 3



差出有効期間
2025年3月31
日まで
(切手不要)

横浜市中区北仲通四丁目40
商工中金横浜ビル5階
一般社団法人
横浜市建築士事務所協会
行

↑折り線③

↓折り線④

↑折り線②

最後にセロテープでここをしっかりと止めてください。

申込方法

郵送

本紙付属の申請書を記入し、郵送で申し込みます。

※記入漏れがないか必ず確認してください。
 ※記入を終えたら、チラシから切り取り申請書裏面の折り線に沿って封筒の形に折ります。

最後にセロテープでしっかり止めて、郵便ポストへ投函してください。

電子申請

横浜市ホームページを検索、または下記のQRコードから申込フォームにアクセスし、必要事項を入力します。

横浜市 家具転倒防止対策 **検索**

●電子申請QRコード



申請書が追加で必要な場合

一般社団法人横浜市建築士事務所協会 TEL:045-662-2711 へお電話ください。

申請書を送付します。内容を記入の上、ご返送ください。

●受付時間：平日10時～16時(12時～13時を除く)

※夏季休暇及び年末年始を除く。

取付けまでの流れ ※お申込みから取付までお時間がかかる場合があります。

申込

① 本紙付属の申請書を郵送、または ② 電子申請にてお申込みください。

利用可否決定

- ▽ 申込内容をもとに、横浜市が利用可否を決定します。
- ▽ 利用決定後、「利用決定通知書」を郵送でお届けします。
- ▽ 対象世帯でない場合は「利用却下通知書」が届きます。

訪問日の日程調整

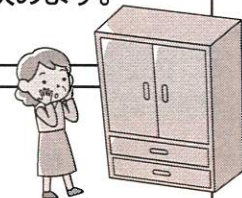
▽ 「利用決定通知書」が届いた後、一般社団法人横浜市建築士事務所協会の担当取付員から調査訪問日の日程調整のお電話をいたします。

調査訪問

- ▽ 訪問した担当取付員が対象世帯であることを確認します。
- ▽ 家屋状態を確認し、ご相談の上、取付家具と転倒防止器具を決めます。
- ▽ 器具購入のご相談も承ります。

取付訪問

- ▽ 決めた家具に転倒防止器具を取り付けします。
- ▽ 器具購入を依頼された場合は、器具代金をお支払ください。



第1号様式の2 (第4条)

(整理番号) _____

____年____月____日

家具転倒防止器具取付申請書

(申請先) 横浜市長

横浜市家具転倒防止対策助成事業について、下記の同意事項に同意し、家具転倒防止器具の取付けを申請します。

フリガナ	
申請者	
世帯人数	_____人(下記項目のうち、該当するもの <u>全て</u> に☑をつけてください) 同居者全員がいずれかに該当しています。 <input type="checkbox"/> 65歳以上 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳等の交付を受けている <input type="checkbox"/> 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている <input type="checkbox"/> 介護保険法による要介護者又は要支援者の認定を受けている <input type="checkbox"/> 中学生以下
住所	〒 横浜市
電話番号	
家屋状況	持家 ・ 借家 (どちらかに○をつけてください)

【注意事項等】

- 事前調査及び取付作業の際は、立会いをお願いします。(後日、電話で日時調整します。)
- 事前調査時に、事業対象者の確認を行います。生年月日が分かる書類、障害者手帳、介護保険証等をご用意ください。
- ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取付できないことがあります。
- 無料で取付代行できる家具は原則2つまでとします。3つ以上ご希望の場合は、御相談ください。

【同意事項】

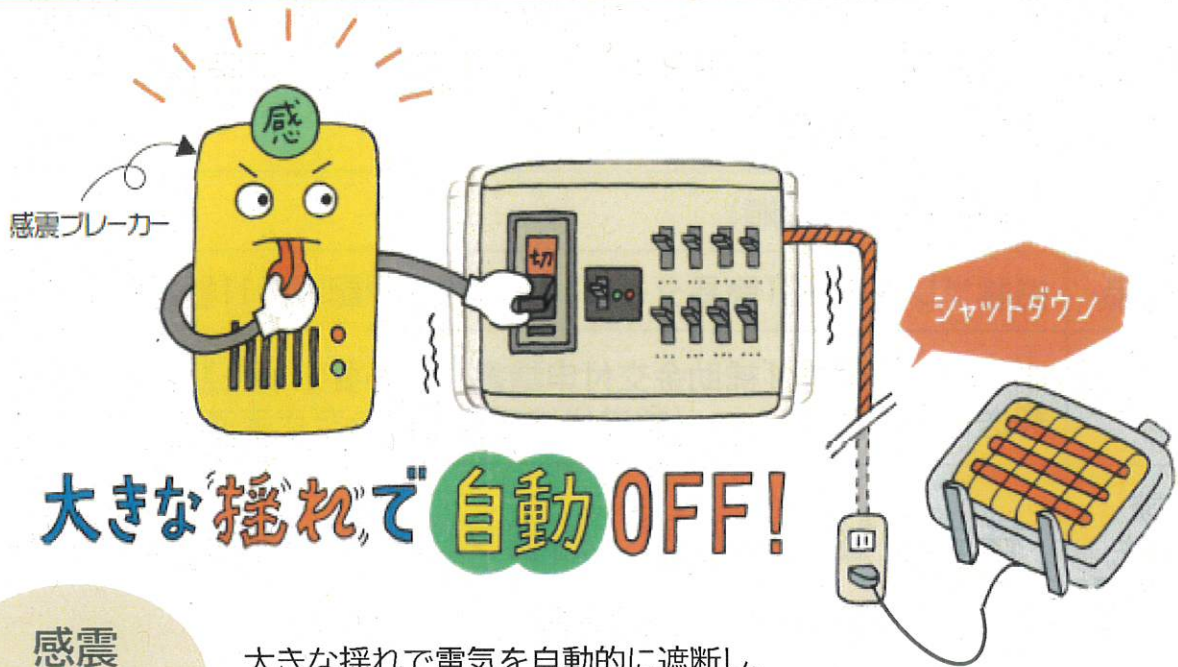
- ①取付後の家具や家屋に関する損害賠償、②取付後に発生した地震等の災害で家具等が転倒し負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者及び当該住宅等の所有者に対する損害賠償を請求しません。
- 取付後の家具等の移動及び転倒防止器具の取外しは、自己の責任で行います。

切り取り線

最大
1/2
補助

\\ 横浜市からお知らせ //

地震火災防止のために 感震ブレーカーを設置しましょう



大きな揺れで自動OFF!

感震
ブレーカー
とは

大きな揺れで電気を自動的に遮断し、
地震火災の多くの原因と言われている
「電気出火」を防ぐ効果が大きい器具です。

対象地域を 市内全域に拡大

先着6,000件

感震ブレーカー「簡易タイプ」の購入を
最大1/2補助します！

2ページでご確認！

申込期間 令和6年6月1日～令和6年12月27日(必着)

申込について

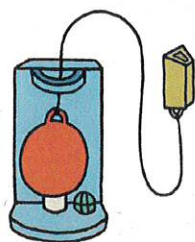
申請期間	令和6年6月1日～令和6年12月27日必着
対象団体	横浜市内の自治会・町内会・マンション管理組合
補助要件	加入世帯の <u>10世帯以上</u> へ、補助対象製品を購入・設置すること
補助率	最大1/2（上限額：器具1個当たり2,000円補助、千円未満端数は切捨て） 例：1個3,000円×150個×消費税=495,000円 495,000円×1/2=247,500円（端数切捨て） → 補助金額247,000円 （器具1個当たり2,000円の上限内であれば、器具購入費の他に設置費も補助します。）
補助件数	6,000個 （先着順）
対象製品	感震ブレーカー「簡易タイプ」（次ページ記載の 11器具 ）
申込方法	本ご案内付属の「補助金交付申請書」に必要事項を記入し、申込先へ郵送してください。（郵送料はご負担いただきます）
相談 申込先 <small>（横浜市が運営を委託しています）</small>	株式会社長寿乃里 感震ブレーカー設置補助受付担当 電話：045-900-4188



注意事項

- ・ 本補助事業は、感震ブレーカーの購入・設置が条件となります。これが適正に履行されない場合は、補助金を返還していただくことがございます。
- ・ 過去に感震ブレーカーの補助金申請をしたことがある自治会町内会でも、これまでの申請個数が、自治会町内会加入世帯数を満たしていなければお申し込みできません。
（※ただし、過去に横浜市の感震ブレーカーに関する補助や助成事業を利用し、器具の購入や取付けを行った世帯が自治会町内会やマンション管理組合の補助金を利用することは認められません。ご注意ください。）
- ・ 生命の維持に直結するような医療用機器等を設置している場合、停電に対処できるバッテリー等を備えてください。
- ・ 賃貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談のうえ、感震ブレーカーを設置してください。

おもり式



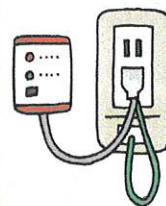
揺れを感知するとおもり玉が落下し、ブレーカーのスイッチを落とします。

バネ式/電池式



揺れを感知するとバネの力や電池によりバンドが作動してブレーカーのスイッチを落とします。

コンセント差込式



コンセントに差し込んで使います。基本的には漏電遮断器に配線されている系統の電気のみを遮断します。

ご案内の補助対象器具は、すべての分電盤に対応可能ではありません。分電盤の種類によって設置が困難なことがあります。判断が難しい場合は、各メーカーにお問い合わせください。

商品名	メーカー名	取付方法	参考	
おもり式	スイッチ断ボールⅢ	(株)エヌ・アイ・ピー	付属の両面テープで分電盤に取付	
	“光る”おもり君	(株)ブルーウッド	付属の両面テープで分電盤に取付	
バネ式/電池式	ヤモリ	(株)リンテック 21	付属の両面テープで分電盤に取付	
	ヤモリ de セット		本体と作動部を付属の両面テープで壁と分電盤に取付	
	パワーヤモリセット			
	ピオマ	(株)生方製作所	壁に本体を、作動部を分電盤に付属のビス又は両面テープで取付	
コンセント差込式	震太郎	大和電器(株)	アース付きコンセントに取付	
	地震みはりロボ	(株)サルバ	壁に本体をビスで固定し、アース付きのコンセントに取付	
	KI感震センサー	ケー・アイ技術(株)	壁に本体をビスで固定し、アース付きのコンセントに取付	
	一発遮断	多摩岡産業(株)	壁に本体をビスで固定し、アース付きのコンセントに取付	
	瞬断	(株)エコミナミ	壁に本体をビスで固定し、アース付きのコンセントに取付	

商品の詳細や取付の可否については、横浜市HPもご利用ください
 「横浜市 感震ブレーカーHP」
<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kanshin.html>



<p>1 購入製品/ 数量決定</p>	<p>自治会・町内会で購入製品と購入数のとりまとめをしてください。</p>
<p>2 見積依頼/ 購入額決定</p>	<p>購入金額が100万円以上（消費税込）の場合は、市内業者2社以上の見積書を比較して、購入額を決定してください。</p>
<p>3 申込/ 交付可否決定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本紙付属の「補助金交付申請書」を下記【申請窓口】へ郵送してください。 ● 申込内容をもとに、横浜市が交付可否を決定します。 ● 交付決定後、「補助金交付決定通知書」「補助金交付請求書」「実績報告書」を郵送でお届けします。
<p>4 請求書の提出 補助金の入金</p>	<p>「補助金交付請求書」を【申請窓口】へ郵送してください。 請求書の確認後、1か月半～2か月程度で申請口座へ入金されます。</p>
<p>5 購入・支払 設置</p>	<p>補助金の入金確認から、<u>1か月以内</u>に手続きをお願いします。</p>
<p>6 報告書の提出</p>	<p>領収書を添付した「実績報告書」を【申請窓口】へ提出してください。 報告書確認後、「補助金額決定通知書」を郵送でお届けします。</p>

【相談・申請窓口】 (横浜市より下記の事業者に運営を委託しています)

株式会社長寿乃里

住所 〒220-0012
横浜市西区みなとみらい3-6-3
MMパークビル12F

宛名 株式会社長寿乃里
感震ブレーカー設置補助受付担当

電話 045-900-4188

第1号様式（第6条）

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業
補助金交付申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

団体名

(申請者) 住所

代表者

電話番号

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業について補助金の交付を受けたいので、横浜市感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係図書を添えて、次のとおり申請します。

購入・設置 予定製品	メーカー名	
	製品名・個数	個
団体加入世帯数		世帯
購入・設置に要する金額		円
申請金額		円
添付資料	購入・設置に要する金額が確認できる書類（見積書等）	
担当者連絡先 （申請者と異なる場合にご記入ください）	担当者名	
	連絡先（日中連絡がとれる電話番号）	
	書類送付先住所	

瀬谷区内火災・救急状況

火 災

区 分		年 別	令和6年	令和5年	増△減
件	数		7	15	△ 8
種 別	建 物		5	10	△ 5
	林 野		0	0	0
	車 両		0	1	△ 1
	船 舶		0	0	0
	航 空 機		0	0	0
	そ の 他		2	4	△ 2
	損 害 程 度	焼損床面積 (㎡)		0	342
死 者 (人)			0	2	△ 2
負 傷 者 (人)			1	0	1
主 な 原 因	放火(疑い含む)		1	3	△ 2
	たばこ		1	4	△ 3
	こんろ		2	1	1
	電気機器		1	3	△ 2
	配線器具		0	1	△ 1
	上記以外		2	3	△ 1
	1 日 あ た り		0.1	0.1	0

連 合 町 内 会 別 火 災 発 生 件 数

連 合 町 内 会 名	令和6年
阿久和北部連合自治会	0
阿久和南部連合自治会	0
三ツ境連合自治会	1
瀬谷第一地区連合町内会	0
本郷地区連合自治会	0
瀬谷北部町内連合会	0
瀬谷第二地区連合自治会	1
細谷戸連合町内会	0
瀬谷第四地区連合自治会	2
南瀬谷自治連合会	1
宮沢連合自治会	0
相沢町内連合会	1
そ の 他	1
合 計	7

救 急

区 分		年 別	令和6年	令和5年	増△減
件	数		2,929	2,599	330
急 病			2,176	1,869	307
交 通 事 故			98	120	△ 22
一 般 負 傷			524	486	38
そ の 他			131	124	7
1 日 当 た り			24.2	21.7	2.5

分 団 別 火 災 発 生 件 数

分 団 名	令和6年
第 一 分 団	1
第 二 分 団	2
第 三 分 団	3
第 四 分 団	1
合 計	7

月別火災件数・死負傷者状況

区 分	月 別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年計
件 数		1件	1件	2件	3件									7件
死 者		0人	0人	0人	0人									0人
負 傷 者		0人	1人	0人	0人									1人

日 付	災害種別	発生場所	内 容
4月1日	その他火災	南台 二丁目	公園敷地内にて発生
4月11日	建物火災	ニツ橋町	共同住宅にて発生
4月15日	建物火災	三ツ境	店舗にて発生

(各表の数値は速報値であり、確定値ではありません。)

瀬谷区全域で取り組もう住宅防火対策

放火火災(疑いを含む)は、令和5年度、横浜市内で115件、瀬谷区内では7件発生しています。

地域ぐるみで放火されない、放火させない環境を作りましょう。

「放火」による火災は、横浜市の全火災における出火原因で、上位となっており、夕方から深夜にかけて多く発生するという特徴があります。



家の周りは整理整頓し、燃えやすいものを置かないようにしましょう。



家の周りは照明等を点灯し、明るくしましょう。



物置や車庫には鍵をかけましょう。

※不審者の侵入防止



ゴミは、決められた日時に出しましょう。



瀬谷区内における放火を防ぐためのポイント

- ごみは指定された日時・場所に出している。
- 家の周りに常夜灯や人感センサーライトを設置している。
- 家の周りは整理整頓し、燃えやすい物は置いていない。
- 物置、車庫は鍵をかけている。
- 車両のボディーカバーは「防災製品」を使用している。
- 共同住宅の廊下や階段に物を置かないよう管理している。

自治会 町内会長 様

瀬谷 消 防 署 長

令和 6 年度「町の防災組織研修会」参加者の推薦について（御依頼）

新緑の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、消防行政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、瀬谷消防署では、瀬谷区の地域防災力向上を目的に自治会町内会の防災担当者等を対象とした「町の防災組織研修会」を開催しています。

つきましては、次の日程で開催しますので、研修会参加者の御推薦をお願い申し上げます。

1 日 時

- (1) 令和 6 年 7 月 13 日（土）午前の部 9 時 30 分～11 時 30 分
- (2) 令和 6 年 7 月 13 日（土）午後の部 13 時 30 分～15 時 30 分
- (3) 令和 6 年 7 月 14 日（日）午前の部 9 時 30 分～11 時 30 分
- (4) 令和 6 年 7 月 14 日（日）午後の部 13 時 30 分～15 時 30 分

2 場 所

瀬谷消防署

受付は、開始 30 分前、午前の部 9 時 00 分、午後の部 13 時 00 分から始めます。

研修場所は、会議室・訓練室・ガレージ前で実施します。

3 内 容

- (1) 町の防災組織について(座学)
- (2) 地域防災力向上に向けた「地域の防災訓練」について(座学)
- (3) 初期消火器具等取扱訓練

裏 面 あ り

4 依頼事項

(1) 推薦人数

各自治会・町内会 1名～2名

(2) 推薦締切日

令和6年6月27日（木）まで（当日消印有効）

※同封のはがきにて、必要事項を御記入し、投函してください。

※希望日が集中した場合のみ、お電話にて別日程での参加をお願いすることがございます。

5 その他

(1) 動きやすい服装、運動靴で御参加ください。お持ちの方は、ヘルメット、軍手も御持参ください。

(2) 熱中症対策として水分補給を考慮し、水筒、ペットボトルなど御準備ください。

(3) 御不明な点は下記担当までお問い合わせください。

瀬谷消防署 総務・予防課

TEL/FAX : 045-362-0119

担当： 田代・廣瀬

今年度、自治会町内会の防災担当になられた方対象です。
地域防災訓練会を主催する方、したい方も是非ご参加ください。

町の防災組織研修会

自治会町内会の防災担当者に必要な知識・技術が習得できます！
～地域の防災リーダー育成を目的とした研修会です。～

【場所：瀬谷消防署】

受付時間：午前の部 9:00 午後の部 13:00 から受付を開始します。

令和6年7月13日（土）

- ・ 午前の部 9時30分～11時30分
- ・ 午後の部 13時30分～15時30分

令和6年7月14日（日）

- ・ 午前の部 9時30分～11時30分
- ・ 午後の部 13時30分～15時30分

初期消火器具
体験

災害時の
「助け合い」に
繋がりたい

防災訓練時
アドバイス

- ◆ 会場：瀬谷消防署（所在地：横浜市瀬谷区二ツ橋町190）
- ◆ 定員：各自治会町内会 1名～2名
- ◆ 申込み締切：令和6年6月27日（木）まで

* 参加方法等の詳細については、依頼文をご覧ください。

【お問合せ】 瀬谷消防署 総務・予防課 担当：田代・廣瀬

電話/FAX 045-362-0119

自治会・町内会長 様

瀬谷 消防署 長

「防災訪問」及び「出前講座」の実施について

高齢者を火災等の被害から守るため、「防災訪問」及び「出前講座」を実施します。地域の皆さまに御紹介していただきますよう、御協力のほどよろしくお願いいたします。

1 防災訪問

消防職員が、御自宅にお伺いして、火災予防・ケガ予防等のアドバイスをさせていただきます。

(1) 内容

玄関先でチラシ等をお渡しし、火災予防・ケガ予防等のアドバイスをさせていただきます。御希望により住宅内の調理器具や電気器具の設置状況の確認、住宅用火災警報器の点検を実施し必要なアドバイスをいたします。

(2) 期間

通年で実施します。

(3) 実施時間

1件あたり 10分から 15分程度です。

(4) 対象地域

区内全域を対象としていますが、特に 75歳以上の人口構成比が高い地域を優先的に実施させていただきます。

2 高齢者対象研修会（出前講座）

シニア世代の皆さんが多く集う、ふれあいサロン、昼食会等へ消防職員が出向き「住宅防火対策」及び「ケガの予防対策」の講習会を実施します。

(1) 内容

危険予知トレーニングパネルを活用して、参加者が考えながら住宅内の危険箇所（火災・ケガ）を確認する体験型の講習です。

(2) 期間

通年で実施します。

(3) 実施時間

実施時間は 30分程度です。

(4) 実施場所

日頃、皆さんが活動（集う）している場所

(5) 申込み方法

活動しているグループ単位で下記担当までお申込みください。



3 添付資料

- (1) 防災訪問案内チラシ 別添 1
- (2) 出前講座案内チラシ 別添 2

瀬谷消防署 総務・予防課予防係
電話/FAX : 045-362-0119
担当 : 福島・山田・平澤

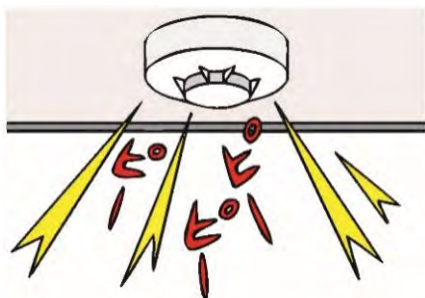
消防職員が訪問して、火災予防・ケガ予防の アドバイスを実施します！

令和5年中、横浜市内における火災の死者（放火自殺を除く）は14人（速報値）で、全てが住宅で発生し、7割が高齢者の方でした。

また、救急搬送人員204,969人のうち65歳以上の高齢者は115,138人（56.2%）と前年比6,842人増加しました。

* 高齢者以外の方でも、ご要望がある方は、防災訪問のお申込みが可能ですので、瀬谷消防署にご相談ください。費用は無料です。

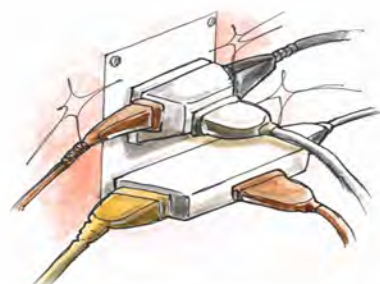
ご自宅で、こんなこと気になりませんか？



●点検していますか！



●着ている服や鍋を焦がす！



●たこ足配線をしている！



●敷居でつまづく！



●熱中症対策！



●洗濯物で転ぶ！

ご自宅で、「配線器具」・「こんろ周り」などで危険だなと感じたこと「住宅用火災警報器の点検」「住宅内でのケガが心配」など、気になったことはありませんか？もし、そのような経験があり、火災やケガの心配がある場合には、消防署にご相談いただければ、消防職員が訪問して、火災予防・ケガ予防のアドバイスをさせていただきます。

どんな些細なことでも結構ですので、瀬谷消防署にご連絡ください。

1 実施内容

住宅内の調理器具や暖房器具、住宅用火災警報などの状況及びケガの心配が有る危険な場所について確認し、必要なアドバイスをいたします。

また、住宅内の点検を希望されない場合は、玄関先でチラシ等をお渡しし、火災予防・ケガ予防のポイントについてお伝えさせていただきます。

※費用は無料です。

2 訪問時間

平日の10:00～16:00

実施時間は、10～15分です。

3 訪問職員

消防署の職員（制服又は活動服を着用し、職員証を携帯しています。）

消防署の職員が、お申込みされていない方のご自宅に突然訪問することはありません。

職員証見本



4 申込方法

訪問を希望される場合には、電話・FAX・消防署窓口でお申込みください。
なお、代理の方の申込みも可能です。

* 疑問に思うことは、お気軽にお問い合わせください。消防署にご連絡ください。
具体的な日程などについて調整させていただきます。

～住宅用火災警報器取付け支援のご案内～

住宅用火災警報器を購入したものの取付けることが困難な高齢者や障害者世帯を対象として、消防職員が直接区民の皆さんのお宅を訪問し、設置のお手伝いをします。

【申込先・問い合わせ先】

瀬谷消防署 総務・予防課 予防係

電話/FAX 362-0119

※受付時間は平日の9時から17時



シニア世代を対象とした 「出前講座」

シニア世代の皆さんが集うサロン・昼食会などに消防職員が出向き「住宅防火対策」「ケガの予防対策」の講習会を実施します。

毎年度、多くのグループからお声がけいただいています。
現在**参加グループ募集中**です。お申込みお待ちしております。

- 対 象
シニア世代の皆さんが集うグループ（サロン・昼食会等）
- 実施時間
概ね30分程度です。（時間の調整可能です）
- 実施場所
日頃、皆さんが活動（集う）している場所
- 実施期間
一年間を通して実施しています。
- お申込み方法
瀬谷消防署窓口、電話、FAX 等でお申込みください。



【お申込み・お問合せ先】

瀬谷消防署予防係（福島・平澤・鮫島）

電話/FAX：362-0119

受付時間は、平日の9時00分から17時00分

エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン第2弾）について【掲示依頼】

書類番号
11

1 事業の趣旨

横浜市では、令和6年6月から、家計負担の軽減とCO₂排出量の削減、脱炭素ライフスタイルへの転換のきっかけづくりのため、市内の登録店舗で、対象となるエコ家電をご購入いただいた市民の皆様を対象に、ポイント還元を行う「エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン第2弾）」を実施いたします。

つきましては、別添の広報チラシを自治会町内会の掲示板に掲出いただき、市民の皆様への周知にご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】自治会町内会あて掲示物を送付します。掲示についてご協力をお願いします。（可能な限り、令和6年12月26日（木）まで掲出いただきますよう、ご協力お願いいたします。）

3 キャンペーン概要

実施時期	令和6年6月6日（木）～令和6年12月26日（木） ※予算上限に達し次第早期終了 ※上記期間内に購入、設置、申請いただいたものが対象
対象製品	一定の省エネ性能を満たす、エアコン・冷蔵庫・LED照明器具
登録店舗	市内家電取扱店舗のうち、事前にご登録いただいた店舗
申請方法	オンライン申請または郵送申請
還元内容	本体購入価格（税抜）の20%（上限3万円）分を、 各種キャッシュレスポイントに交換できる「エコハマPay」ポイント または商品券で還元

★登録店舗など詳細な情報は、キャンペーンサイトへ

<https://ecohama.city.yokohama.lg.jp/>



エコハマ

Q

4 お問い合わせ先

キャンペーンの内容に関すること

エコハマお客様専用コールセンター

（電話番号：045-900-4830、5/13（月）開設、土日祝・年末年始含む10時～18時）

掲示板への掲出に関すること

脱炭素ライフスタイル推進課エコハマ担当（電話番号：671-2661）

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局
脱炭素ライフスタイル推進課 担当 東田・安室
電話 045-671-2661 /FAX 045-550-4838
メール da-ecohama@city.yokohama.jp

横浜市民限定

エコハマ

第2弾

横浜市 **エコ家電** 応援キャンペーン

節電効果の大きいエコ家電

本体購入価格(税抜)の**20%**(1台あたり
上限3万円)分を還元!

キャンペーン
期間

2024年**6月6日(木)**…2024年**12月26日(木)**

※キャンペーン期間内に購入・設置・申請した場合に還元対象となります。 ※申請先着順で還元し、予算上限に達し次第、早期終了
※最終日(早期終了時は終了日)の申請は抽選での還元となる場合があります。 ※郵送申請は最終日(早期終了時は終了日)の消印有効

対象製品

下記の要件に該当する製品のうち、資源エネルギー庁が提供する「省エネ型製品情報サイト」に掲載されている製品が対象です。
キャンペーンサイトの「対象製品一覧」や店頭で、購入前に必ずご確認ください。

エアコン

冷蔵庫
(450L以下の冷凍庫含む)

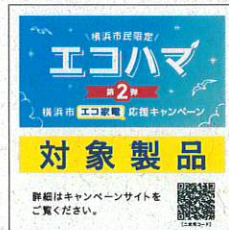
LED照明器具
(電球は対象外)

統一省エネラベル省エネ性能

☆☆☆☆☆
2.4以上
(目標年度2027)

☆☆☆☆☆
[451L以上] 3.0以上
☆☆☆☆☆
[450L以下] 2.0以上

☆☆☆☆☆
4.0以上



店頭では
このラベルが
目印!

※申請はお1人様
エアコン・冷蔵庫は各1台、
LED照明器具は2台まで。

キャンペーン対象者

キャンペーン期間内に登録店舗※で対象
製品を購入し、市内の自宅に設置した後
に申請した横浜市民の皆様

※本キャンペーン対象店舗としてご登録いただいた、市内の家電取扱
店舗です。キャンペーンサイトの「登録店舗一覧」をご覧ください。

還元方法

各種キャッシュレスポイントに
交換できる「エコハマPay」ポイント

エコハマPay

または 商品券※
(パニラVisaギフトカード)

※郵送での申請は、商品券での還元となります。 ※商品券をご選択いただいた場合、ポイント還元額
が500円分以上1,000円分未満の場合は、一律500円分のQUOカードにて還元いたします。ポイント
還元額が500円分未満となる申請は無効となります。 ※パニラVisaギフトカードは、VISAマークのある
店舗やオンラインショッピングで使用できるプリペイドカードです。

申請方法

キャンペーンサイトからオンライン申請 または 郵送申請※

申請には対象製品購入時にお渡しする「申請チケット」やレシート、製品保証書、本人確認書類、LED照明器具の場合は設置前後の写真などが必要
です。詳細はキャンペーンサイトなどでご確認ください。 ※郵送用の「申請用紙」はキャンペーンサイトまたはご購入店舗にて入手可能

お問い合わせ

お客様専用
コールセンター

エコハマ(横浜市エコ家電応援キャンペーン第2弾)

TEL.045-900-4830

[受付時間]10:00~18:00(土・日・祝、年末年始含む) ※おかけ間違いにご注意ください。
[開設期間]2024年5月13日(月)~2025年2月24日(月)まで

登録店舗・対象製品など、
詳しくはキャンペーンサイトへ

エコハマ



<https://ecohama.city.yokohama.lg.jp/>



[二次元コード]

令和 5 年度第 2 回瀬谷区地域福祉保健計画全域計画推進懇談会の報告について

「暮らしやすいまちづくりの計画～第 4 期瀬谷区地域福祉保健計画～」を推進するため、令和 5 年度第 2 回瀬谷区地域福祉保健計画全域計画推進懇談会を開催しました。懇談会では、委員の皆様による活発な意見交換が行なわれ、様々なご意見をいただきましたので、その一部を紹介します。

自治会・町内会の皆様におかれましては、こうしたご意見をご承知おきいただき、可能な範囲で日頃の活動に取り入れていただくことで、誰もが活躍できる取組をさらに進めていただきたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしく申し上げます。

なお、取組を進めるにあたり、ご相談等がございましたら、各地区の地区支援チーム（区役所・区社協・ケアプラザ）にご連絡をお願いします。

1 開催概要

- (1) 日時等：令和 6 年 3 月 7 日（木） 14 時～16 時 瀬谷区役所 5 階大会議室
- (2) 参加者：学識経験者、地域の各団体、医療関係、学校関係、行政等
- (3) テーマ：瀬谷区地域福祉保健計画 基本目標Ⅲ「誰もが活躍できる地域づくり」
- (4) 内 容：グループワークによる意見交換

「多様な主体（＝誰もが）が得意なことやできることを生かして活躍できる場があるか、またその場にどうしたら多様な主体が参加しやすくなるか」について話し合いました。

2 懇談会でのご意見（一部）

- ・ こどもの時に地域イベントに参加して「楽しかった」という思い出ができるのと、大人になった時に「地域で何か手伝おうかな」と、担い手になってくれるのではないか。
- ・ 高齢者サロン等の参加者が増えないので、「食」をきっかけにすると参加してくれる人が増えるかもしれない。担い手側も楽しみながらやっていきたい。
- ・ 防災訓練では、中学生ボランティアは大人とは違う目線で見ってくれるので、非常に助かっている。
- ・ 大きな催しをやる時に、動きの良い人に声をかけて、ボランティアとして協力してもらっている。

3 参考資料

「【報告】令和 5 年度第 2 回瀬谷区地福計画全域計画推進懇談会」

お問合せ先

瀬谷区福祉保健課運営企画係 柿澤・谷・半沢

電話 367-5743 / FAX 365-5718

メール se-chifuku@city.yokohama.jp

令和5年度第2回瀬谷区地域福祉保健計画全域計画推進懇談会

令和6年3月7日(木) 14時~16時 会場:瀬谷区役所5階大会議室

令和5年度第2回瀬谷区地域福祉保健計画全域計画推進懇談会を開催しました。
今回は、「得意なことやできることを生かして地域で活躍*する人」を増やしていくためにどうしたら良いか、3グループに分かれ意見交換を行いましたので、内容の一部をご紹介します。

※ ここでいう「活躍」とは、一人ひとりの個性や存在そのものがいきいきとするような、役割や居場所があることです。(第4期瀬谷区地域福祉保健計画より)

テーマ：瀬谷区地域福祉保健計画 基本目標Ⅲ「誰もが活躍できる地域づくり」

参加者:学識経験者、地域の各団体、医療関係、学校関係、行政等(18名)



地域の多様な主体が参加・活躍している例

- ・ お祭り等に中学生が参加すると、次に友達も連れてきてくれ、興味のある子は継続して参加してくれた。防災訓練では、中学生ボランティアは大人とは違う目線で見られるので、非常に助かっている。
- ・ 自治会から、火災時の消火活動を障害者施設に手伝ってほしいと頼まれ、防災訓練を自治会と合同で実施した。施設で何かあった時には手伝ってもらえるきっかけになり、自治会とのつながりができた。
- ・ 高齢者を中心とした生活支援のグループを立ち上げ、週1回程度活動している人もいる。
- ・ 移動販売をしている従業員が、買い物客の重たい荷物を運ぶのを手伝っている。また、買い物客同士で「最近はどう?」と話しかけたり、いつも移動販売で買い物している人が出てこなかったりした際に、様子を聞く等の見守り活動にもつながっている。
- ・ 子育てサロンに参加した親が数年経って担い手になったり、新たなサークルを立ち上げたりした。支える側と支えられる側の垣根を超えた取組になった。
- ・ こどもや母親が父親(夫)を地域のイベントに連れてくることで、顔の見える関係ができると、次のイベントに参加してくれた。そうやって男性の参加が増えている。
- ・ 大きな催しをやる時に、動きの良い人に声をかけて、ボランティアとして協力してもらっている。

地域活動への参加促進に向けたご意見

- ・ 学習支援や地域のイベント等で中高大学生に来てもらっている。また、学習支援の場では子どもたち同士で教え合うことができないかと考えている。
- ・ 福祉施設で多くの外国の方が働いている。地域活動に参加してもらえるよう、町内会を中心に働きかけている。
- ・ ホームページやインスタグラム、Facebook 等を地域で立ち上げていきたいので、小中高生に声を掛けていきたい。
- ・ 子どもの時に地域イベントに参加して「楽しかった」という思い出ができると、大人になった時に「地域で何か手伝おうかな」と、担い手になってくれるのではないかな。
- ・ 地域で、得意なこと、できること、やってほしいこと、困っていることのアンケートを取りたい。
- ・ 高齢者サロン等の参加者が増えないので、「食」をきっかけにすると参加してくれる人が増えるかもしれない。担い手側も楽しみながらやっていきたい。
- ・ 男性の参加を促すには、期待する役割を明確にお願いしたほうが良い。
- ・ 障害者個人で地域活動をするのは、地域も障害者もハードルが高いと思うので、団体や施設が率先して地域活動に参加する。
- ・ 障害のある人(子)でも、「あの人(子)は、これができる」といったことが地域で理解されれば、地域活動に参加しやすくなるので、声をかけていくことが大事。

名和田先生(学識経験者)のまとめ

- ・ コロナによる影響で活動ができなかった時期があるが、現在はその回復途上にある。瀬谷区は地域に力があるので回復してきている。
- ・ 地域活動の再活性化が進むにあたり継承の問題がある。現役世代や若い世代への取組の継承が必要であり、話し合いの場が重要である。

今後の取組について

今回の懇談会では、これまでの具体的な取組や今後の取組の可能性について意見交換をしました。基本目標Ⅲ「誰もが活躍できる地域づくり」に向け、所属団体をはじめそれぞれの役割や立場で話し合い、取組に生かしていただきますようお願いいたします。今後の懇談会で取組等を共有し、第4期計画の振り返りおよび第5期計画の策定に反映していきたいと考えています。



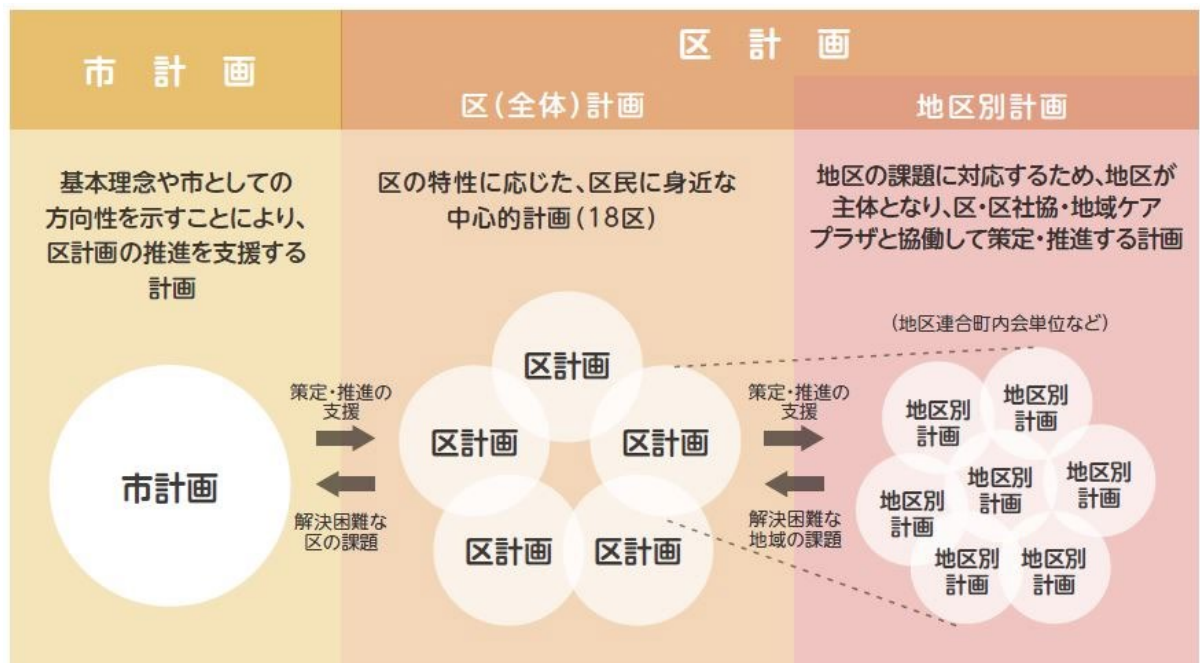
- ・ 瀬谷区地域福祉保健計画(暮らしやすいまちづくりの計画)
- ・ 過去の懇談会の報告書(バックナンバー)

第 5 期横浜市地域福祉保健計画の策定について

2024（令和 6）年度から 2028（令和 10）年度を計画期間とする第 5 期横浜市地域福祉保健計画（愛称：よこはま笑顔プラン）（以下、「第 5 期市計画」という。）について、確定しましたので御報告します。

1 横浜市の地域福祉保健計画について

横浜市の地域福祉保健計画は、市計画、18 区の区計画、地区別計画で構成しています。



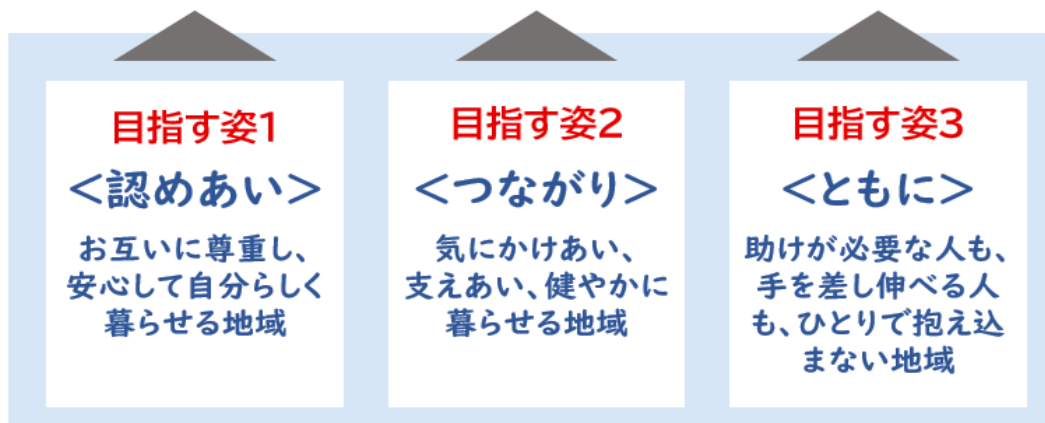
今後各区では、2026（令和 8）年度から 2030（令和 12）年度を計画期間とする第 5 期区地域福祉保健計画の策定に、今年度、来年度の 2 か年で取り組んでまいります。

それぞれの地域の状況に応じた地域福祉保健の取組が進むよう、協働で計画を策定・推進していきたいと考えておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

2 第5期市計画の全体像

<基本理念> ～計画の推進を通じて目指す目標像～

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる
「よこはま」をみんなで作ろう



<推進のための取組>

1. 身近な地域で支えあう仕組みづくり
2. 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり
3. 多様性を尊重した幅広い市民参加の促進

3 第5期市計画を広く周知するための工夫

(1) 事例を多く盛り込んだ冊子

社会情勢を鑑みたテーマや市内の取組などの事例を紹介しています。

地域の先進的な取組や関連する市の施策など幅広く取り上げ、写真や図表を一緒に掲載することで、計画を具体的にイメージしやすくなる内容になっています。

(2) マンガ入りで分かりやすい概要版

計画の考え方をイメージしやすくするため、マンガを盛り込むなど分かりやすい概要版を作成しています。

なお、冊子及び概要版は、区役所広報相談係、区役所福祉保健課、各区社協、地域ケアプラザ等でご覧いただけます。

(3) 外国語版等も作成

より多くの人に読んでいただけるよう英語、中国語、韓国語の3つの言語に翻訳した概要版も作成しました。外国語版は市ホームページに掲載します。また今後は点字版の作成も予定しています。

4 添付資料

資料1 第5期横浜市地域福祉保健計画 概要版（町内会長へ配布）

資料2 第5期横浜市地域福祉保健計画 冊子（定例会で配布）

第 9 期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画 (よこはまポジティブエイジング計画) の策定について【情報提供】

1 事業の趣旨

令和 6 年度から始まる「第 9 期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画 (よこはまポジティブエイジング計画)」を策定しました。

多くの市民の皆様には本市の施策・事業を知ってもらえるよう「計画概要版」「パンフレット」を、市役所、区役所、地域ケアプラザ、老人福祉センター、地区センター等で配布しています。

また、市役所、区役所、駅、公共交通機関等にて、広報動画を放映しています。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 よこはまポジティブエイジング計画の概要

本計画では、高齢者の皆様が歳を重ねても自分らしく暮らせるまちを目指して、

○自分らしい暮らしの実現に向けて (情報発信や利便性向上)

○いきいきと暮らせる地域づくりを目指して

(介護予防・健康づくり、社会参加や生活支援の推進)

○在宅生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

(介護サービスの充実や医療と介護の連携強化)

○ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して (高齢者の施設や住まいの整備)

○安心の介護を提供するために (介護人材の確保・定着や介護現場の業務改善)

○安定した介護保険制度の運営に向けて (介護サービスの適正化・質の向上)

○認知症施策の推進 (認知症の人や家族への支援)

など、様々な施策に取り組んでいます。

4 参考

「計画概要版」「パンフレット」等については、市ウェブサイトで閲覧が可能です。

【横浜市ウェブサイト】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryō-fukushi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/kyogikai/chiikihoukatsu-care/9kikeikaku.html>



健康福祉局高齢健康福祉課
担当 郷原、武井、磯部
電話 045-671-3412 / FAX 045-550-3613
メール kf-keikaku@city.yokohama.jp

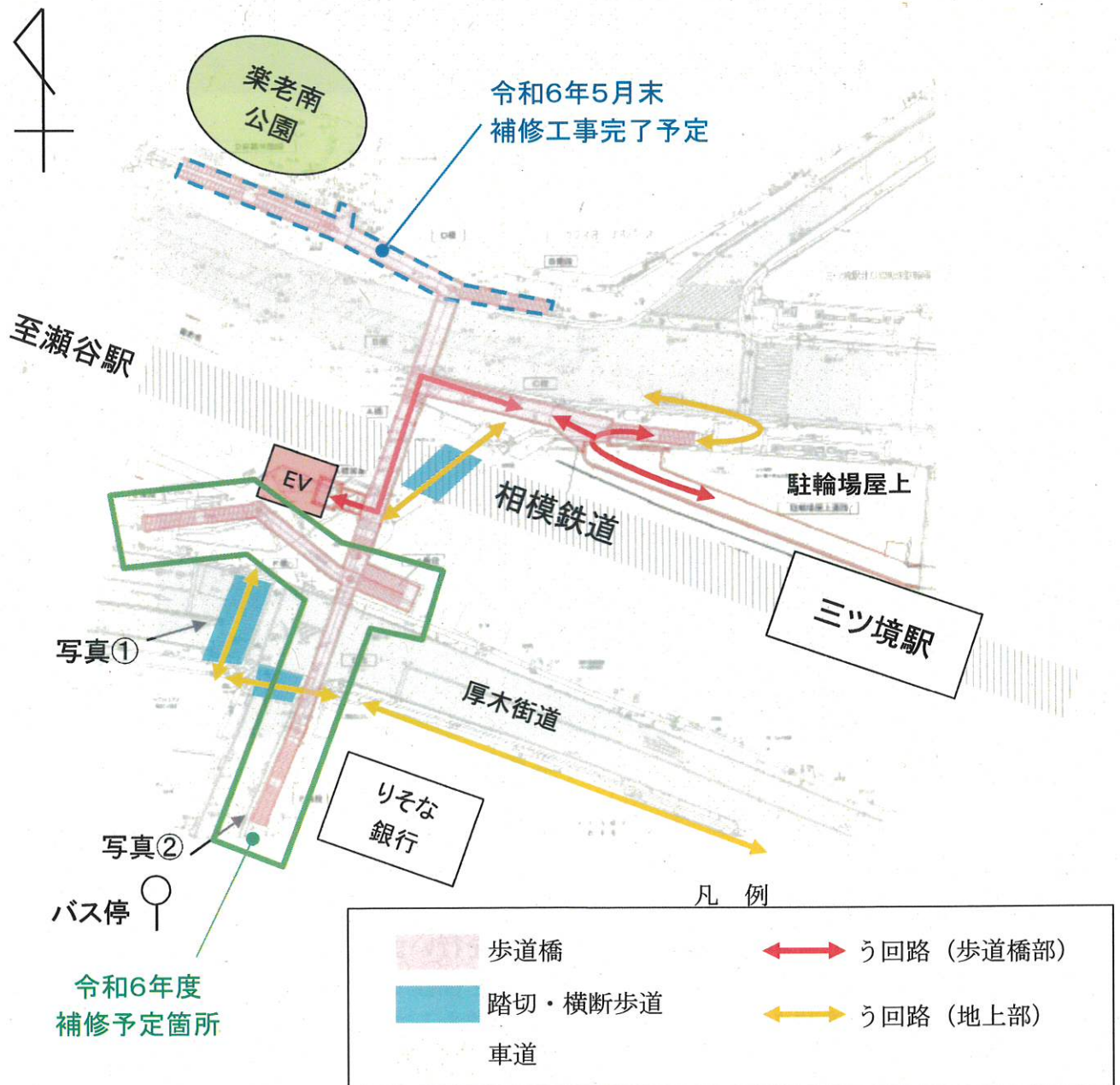
三ツ境歩道橋の補修工事について

書類番号
 15

■工事の必要性と う回路について

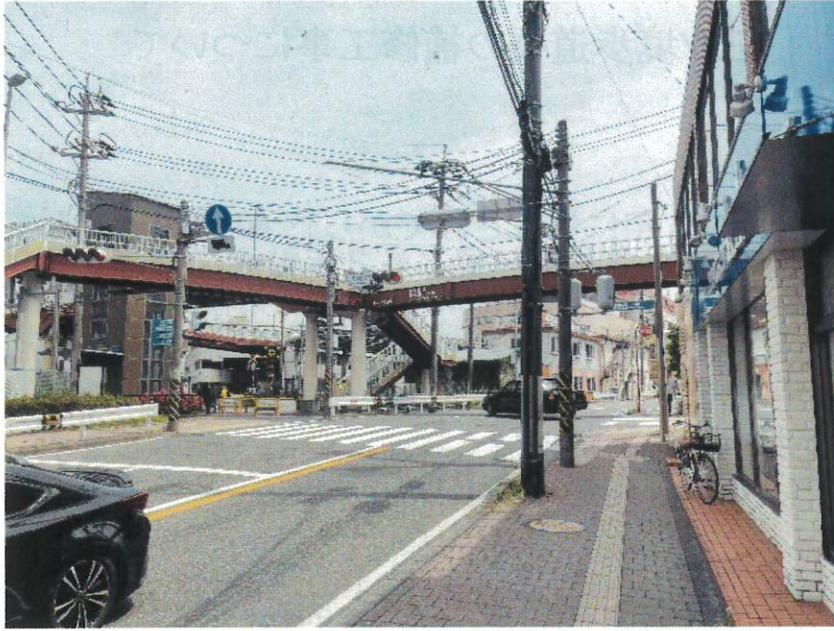
三ツ境歩道橋は1986年に建設されてから約40年が経過しており、損傷が進んでいます。そのため令和5年度より3年計画で補修を実施しています。令和6年度は、夏ごろから下図に示す範囲（相模鉄道から南側）の補修を行う予定です。工事期間中は通行止めを行いますので矢印のルートにう回をお願い致します。また、道路を横断する際は横断歩道をご利用ください。

- ※通行止めを行う区間・時期は、事前に現地へ掲示します。
- ※エレベーターは通行止め期間中もご利用いただけます。



裏面あり

【お問合せ先】瀬谷土木事務所 道路係
 【電 話】045-364-1105
 【担 当】矢野、青木



写真①



写真②

(参考) 補修工事の内容について

- さびが進行し穴が開いている箇所への補強を行います。
- 階段のコンクリートが剥がれている箇所を補修します。
- 古くなった塗装を剥がした後、新しく塗装をします。

自治会町内会館の脱炭素化推進事業補助金について【情報提供】

書類番号
16

1 趣旨

3月1日から申請受付を開始した「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」の案内チラシについて、新たな情報を追記しましたので改めて配布させていただきます。

(変更点は「3 チラシについて」のとおりです。)

引き続き、補助金の活用についてご検討ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で情報提供をお願いします。

3 チラシについて

別添のとおり

(2月配付時からの変更点：

①補助対象となる会館の拡大：マンションなどの集会所も対象とする旨の追加【表面】

②設備導入にあたって建築士のアドバイザー派遣 問合せ先の追加【裏面】)

【自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の概要】

- ・活動の拠点である自治会町内会館等に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助
- ・申請期間：令和6年3月1日（金）～9月30日（月）
- ・補助率・補助上限額

補助メニュー	補助率	補助上限額
LED 照明器具 ※1	2 / 3	60 万円
省エネエアコン	2 / 3	130 万円
断熱窓など 太陽光発電設備 蓄電池	2 / 3	200 万円※2

※1 電球形LEDランプのみの交換も対象

※2 いずれかの実施も可。

(ただし、蓄電池は太陽光発電設備との併用に限り)

詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

また、横浜市 Web ページでは、申請様式もダウンロードできます。

横浜市 会館脱炭素

検索



(市 WEB ページ)

【補助対象などに関するお問合せ・申請窓口】

横浜市住宅供給公社 (事務委託先)

電話：045-451-7740

受付時間：平日 9:00～17:00

市民局地域支援部地域活動推進課

担当 松永、高橋、石栗

電話 045-671-2317 / FAX 045-664-0734

Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

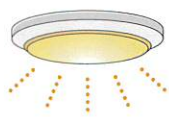


自治会町内会館の 脱炭素化を応援します!

補助率 $\frac{2}{3}$

対象
製品

LED照明器具



補助上限額

60万円

省エネ性能

★★★★☆4.0

- ・統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上
- ・省エネ型製品情報サイト未掲載の場合
トップランナー基準達成製品



電球形 LED ランプのみの
交換も対象
(トップランナー基準達成製品)

対象
製品

エアコン



補助上限額

130万円

家庭用

省エネ性能

★★★★☆2.4

統一省エネラベル省エネ性能
★2.4 以上

業務用

トップランナー基準達成製品

対象
製品

断熱窓など



断熱窓



太陽光
発電設備



蓄電池

補助上限額

合算で 200万円

いずれかの実施でも申請ができます。

対象製品の要件、申請手続き等
の詳細は「募集案内」をご確認
ください。



横浜市 会館脱炭素



統一省エネラベル：家電の省エネ性能を分かりやすくラベルで表示したもの。
星の数が多いほど省エネ性能が高いことを表しています。

省エネ性能

★★★★☆4.0

省エネ型製品情報サイト

省エネ型製品情報サイト

省エネ型製品情報サイト

省エネ型製品情報サイト

対象団体

会館を所有している※ **自治会町内会** (地区連合町内会を含む)

※会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点として
している町内会等も補助対象となる場合があります。

詳しくは募集案内をご確認ください。

申請期限

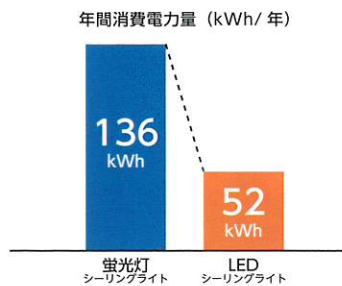
令和 6 年 9 月 30 日 月 まで

令和 6 年 12 月までの整備が対象

導入効果

LED 照明器具

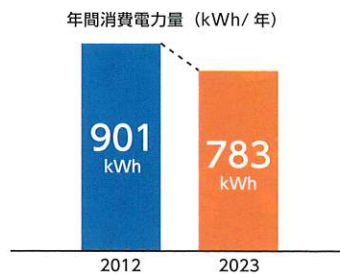
年間 CO₂排出量 1台あたり
 約 **38kg 削減!**
 年間電気代
 約 **2,600円 おトク!**



出典：スマートライフおすすめBOOK2023年度（蛍光灯シーリングライトの年間消費電力量部分）
 ※今回の対象製品（令和6年1月時点）の平均値との比較
 ※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出
 ※電力のCO₂排出係数は 0.45kg-CO₂/kWh で算出

エアコン

年間 CO₂排出量 1台あたり
 約 **53kg 削減!**
 年間電気代
 約 **3,700円 おトク!**



出典：スマートライフおすすめBOOK2023年度（2012年製品の年間消費電力量部分）
 ※今回の対象製品（令和6年1月時点）の平均値との比較
 ※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出
 ※電力のCO₂排出係数は 0.45kg-CO₂/kWh で算出

断熱窓

冷暖房費削減効果
 （施工前との比較）
 年間 CO₂排出量
 約 **340kg 削減!**
 年間電気代
 約 **23,600円 おトク!**



出典：民間事業者が一般公開しているシミュレーションによる
 ※断熱性能は、リフォームの場合は昭和55年省エネ基準適合レベルで算出
 ※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出
 ※電力のCO₂排出係数は 0.45kg-CO₂/kWh で算出
 ※戸建て、窓10枚で算出した数値

※一定条件のもと、住宅での使用を想定したものであり、自治会町内会館の実際の使用状況により、導入効果は異なります。

手続きの流れ

意思決定・書類準備

補助申請

申請方法：
 Eメール・郵送・委託先の横浜市住宅供給公社の窓口への持参（予約制）
 申請期限：
 令和6年9月30日（月）
 なお、見積徴収・契約する事業者は横浜市内の事業者である必要があります。「募集案内」を必ずご確認ください。

交付決定

契約・着手

施工業者へ支払

完了報告

令和6年12月27日（金）まで

交付額確定

補助金の請求

補助金の振込

設備導入後、アンケートや普及啓発（セミナー等）の取組に協力いただくことがあります。

お問合せ（申請方法等）

事務委託先 **横浜市住宅供給公社 街づくり事業課**

電話 **045-451-7740**

※おかけ間違いにご注意ください

Eメール yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

受付時間

平日 9:00 ~ 17:00

アドバイザー派遣のご相談

建築士が会館を訪問し、設備導入の際の工事内容、付帯工事の有無、注意点に関するアドバイスを実施（1時間程度）。相談・訪問にかかる料金は無料です。

お問合せ先 **横浜市建築士事務所協会**

電話 **045-662-2711**

受付時間

平日 9:00 ~ 12:00/
 13:00 ~ 16:30

※ 訪問する建築士は、横浜市が契約をしている事業者です。現地訪問は、調整の上、土・日曜日、祝日も可能。
 ただし、アドバイザー派遣まで、2週間ほどお時間をいただきます。
 ※ 事前の調整なしに、横浜市の派遣により事業者が訪問することはありません。
 ※ アドバイザーは、特定の事業者を紹介することはできません。

令和6年度

せやの地域づくり塾 (コーディネーター派遣) 希望団体 募集!

こんなお悩みはありませんか？

会の運営や活動が停滞しており、解決に向けて相談にのってほしい

新たな活動を始める話し合いの際、専門家の課題整理やアドバイスが欲しい

自治会や地区社協の担い手不足解消のアイデアや助言が欲しい

実施内容

- ・地域の課題に応じてコーディネーター（専門家）を選定し派遣します。
- ・区役所と協働で、課題解決を図るための講座や話し合いなどをオーダーメイド方式で実施します。
- ・派遣にかかる費用は区役所が全額負担します。

対象団体

連合自治会町内会、単位自治会町内会、地区社会福祉協議会（複数団体での合同申込も可）

申込期間

令和6年12月27日(金)まで（地域への派遣は令和7年3月まで）
※予算上限に達した場合は期間の途中で募集を終了させていただきます。

まずはお気軽に
ご相談ください

専門的な分野について
住民だけではわからない
ところをサポートして
もらえて助かった。



コーディネーターの方の
経験が豊富で、他の地域の
事例なども聞けて視野が
広がった。

申込方法

申込書をいずれかの方法で提出

①メール（se-chiikiryou@city.yokohama.jp）

②郵送

〒246-0021 瀬谷区ニツ橋町190

瀬谷区役所地域振興課 地域力推進担当 宛

問合せ先

【担当】瀬谷区地域振興課地域力推進担当
小杉、海老沢、西館、薄葉

Tel：367-5789 FAX：367-4423

メール：se-chiikiryou@city.yokohama.jp

令和6年度 せやの地域づくり塾(コーディネーター派遣) 申込書

年 月 日 ()

団体情報	団体名・代表者氏名				
	連絡先	氏名			
		住所			
		電話		FAX	
		Eメール			
地域の課題等	地域の課題				
	課題解決のための 今までの取り組み				
講師派遣に関する こと	講師に依頼したいこと				
	対象者 (想定する出席数)	(人)			
	実施希望時期				
	実施場所 及び所在地				
	※すでに希望する講師がいる場合は以下に記入してください				
	講師名および プロフィール				
	講師として 希望する理由				
備考					